市立芦別病院看護師就業支援金貸与条例

（目的）

第１条　この条例は、市立芦別病院（以下「市立病院」という。）に看護師として従事を開始するに当たり必要な資金として看護師就業支援金（以下「支援金」という。）を貸与することにより、市立病院に従事する看護師の確保を図り、もって医療の充実に資することを目的とする。

（支援金の貸与）

第２条　市長は、保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）の規定により看護師免許を受けた者のうち、市立病院に看護師（非常勤職員及び臨時職員としての看護師を除く。）として従事することが決定しているもの（当該従事を開始して１月以内の者を含む。）に対し、予算の範囲内において、無利息で支援金を貸与することができる。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、貸与の対象としない。

⑴　市立病院以外の市内に存する医療機関等において看護師として従事し、当該医療機関等を退職して１年以内の者

⑵　芦別市医師及び看護師修学資金貸与条例（昭和４０年条例第２９号）の規定により、過去に修学資金の貸与を受けている者

⑶　既に支援金の貸与を受けている者

⑷　市税に滞納のある者

（支援金の額）

第３条　支援金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に

定める金額の範囲内において、貸与を受ける者が希望する額とする。

⑴　当該従事開始のため市外から転入し、又は当該従事決定後１月以内に転入を予定する者　３０万円以内

⑵　当該従事決定時点で市内に居住している者及び市外での居住を継続する者　１０万円以内

（支援金の申請）

第４条　支援金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

（貸与の決定）

第５条　市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、貸与の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

（契約の締結）

第６条　前条の規定により、支援金の貸与の決定通知を受けた者は、当該決定通知を受けた日から１０日以内に連帯保証人２人と連署のうえ、市長との間に支援金の貸借契約を結ばなければならない。

（連帯保証人）

第７条　連帯保証人は、独立の生計を営む成人とする。

２　連帯保証人は、支援金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

３　連帯保証人が欠けたとき、又は破産手続開始の決定その他の事情によりその適性を失ったときは、速やかに新たな連帯保証人を定め市長に届け出なければならない。

（支援金の返還の免除）

第８条　市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったと

きは、貸与した支援金の全部の返還を免除するものとする。

⑴　市立病院において看護師の業務に従事を開始した日以後３年を経過したとき。

⑵　市立病院において看護師の業務に従事を開始した日以後３年以内に死亡し、又は公務に起因する心身故障のため免職されたとき。

２　市長は、被貸与者が市立病院において看護師の業務に従事を開始した日以後３年に満たない時点で退職した場合において、当該被貸与者が既に２年以上従事しているときは、貸与した支援金の額に３分の２を乗じて得た額の返還を免除するものとする。

（支援金の返還）

第９条　被貸与者は、市立病院において看護師の業務に従事を開始しなかったとき又は当該従事を開始した日以後２年に満たない時点で退職する場合にあっては貸与を受けた支援金の全部を、当該従事した期間が２年以上３年未満である場合にあっては貸与を受けた支援金の額から前条第２項の規定により免除された額を差し引いた額を、市長が指定する日までに返還しなければならない。

２　前項の規定により支援金を返還することとなった被貸与者（以下「返還義務者」という。）は、その事由が生じた日から２０日以内に、当該返還に係る誓約書を市長に提出しなければならない。ただし、当該期間が経過する前に当該返還を完了した場合は、この限りでない。

（返還の猶予）

第１０条　市長は、返還義務者が、災害、傷病その他やむを得ない理由により支援金を返還することが困難であると認める場合には、その理由が継続する期間、その理由が生じた日以後到来する支援金の返還の

債務の履行を猶予することができる。

２　前項の規定による支援金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする返還義務者は、その理由を証するに足りる書面を添えて、市長に申請書を提出しなければならない。

（延滞利息）

第１１条　返還義務者が、正当な理由がなくて支援金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、年１４．５パーセントの延滞利息を支払わなければならない。

（規則への委任）

第１２条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成２４年７月１日から施行する。